

瀬戸市訓令第5号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月28日

瀬戸市長 増岡 錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 部長 瀬戸市行政組織規則(平成17年瀬戸市規則第39号。以下「規則」という。)第45条第1項に規定する部長、<u>同条第2項に規定する防災監</u>、消防組織法(昭和22年法律第226号)第12条第1項に規定する消防長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則(平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号)第7条第1項に規定する部長、瀬戸市監査委員事務局運営規程(昭和60年瀬戸市監査委員告示第1号)第2条に規定する事務局長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程(平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号)第2条に規定する事務局長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程(昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号)第2条に規定する事務局長及び瀬戸市議会事務局条例(昭和54年瀬戸市条例第16号)第2条に規定する事務局長をいう。</p> <p>(5)から(10)まで <省略></p> <p>(代決)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 部長が不在であるときは当該事務を所掌する部次長(以下この条において</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(3)まで <省略></p> <p>(4) 部長 瀬戸市行政組織規則(平成17年瀬戸市規則第39号。以下「規則」という。)第45条第1項に規定する部長、消防組織法(昭和22年法律第226号)第12条第1項に規定する消防長、瀬戸市教育委員会事務局組織規則(平成17年瀬戸市教育委員会規則第6号)第7条第1項に規定する部長、瀬戸市監査委員事務局運営規程(昭和60年瀬戸市監査委員告示第1号)第2条に規定する事務局長、瀬戸市公平委員会事務局運営規程(平成13年瀬戸市公平委員会告示第1号)第2条に規定する事務局長、瀬戸市固定資産評価審査委員会規程(昭和60年瀬戸市固定資産評価審査委員会告示第1号)第2条に規定する事務局長及び瀬戸市議会事務局条例(昭和54年瀬戸市条例第16号)第2条に規定する事務局長をいう。</p> <p>(5)から(10)まで <省略></p> <p>(代決)</p> <p>第11条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>3 部長が不在であるときは当該事務を所掌する部次長(以下この条において</p>

「主務部次長」という。)が、部長及び主務部次長がともに不在であるときは当該事務を所掌する課長又は規則第46条第1項に規定する所長及び支所長(以下この条において「主務課長」という。)がそれぞれ部長の専決すべき事項を代決することができる。

4から7まで <省略>

別表第1(第4条-第6条関係)

1 庶務関係

決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
情報公開				<省略>	<省略>
	不服申立てに対する決定等		情報公開 ・個人情報保護審査会への諮問		
個人情報保護			<省略>	<省略>	<省略>
	不服申立てに対する決定等		情報公開 ・個人情報保護審査会への諮問		

「主務部次長」という。)が、部長及び主務部次長がともに不在であるときは当該事務を所掌する課長又は規則第46条第1項に規定する所長、館長、支所長及びのぞみ学園の園長(以下この条において「主務課長」という。)がそれぞれ部長の専決すべき事項を代決することができる。

4から7まで <省略>

別表第1(第4条-第6条関係)

1 庶務関係

決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
情報公開				<省略>	<省略>
	不服申立てに対する決定等		情報公開 審査会への諮問		
個人情報保護			<省略>	<省略>	<省略>
	不服申立てに対する決定等		個人情報保護審査会への諮問		

2 <省略>							2 <省略>						
3 財務関係							3 財務関係						
決裁区分 決裁事項		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁区分 決裁事項		市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
公有財産	所管換え			全件		行政課長合議	所管換え			全件		契約財産課長合議	
	行政財産の用途変更及び用途廃止	重要なもの		軽易なもの		行政課長合議	行政財産の用途変更及び用途廃止	重要なもの		軽易なもの		契約財産課長合議	
	行政財産の目的外使用	重要なもの		一般的なもの		行政課長合議	行政財産の目的外使用	重要なもの		一般的なもの		契約財産課長合議	
	普通財産の貸付				①貸付期間満了後の原状回復 ②貸付期間中の義務履	行政課長合議	普通財産の貸付				①貸付期間満了後の原状回復 ②貸付期間中の義務履	契約財産課長合議	

>

別表第2（第5条、第6条関係）

1 市長直轄組織

主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
防災課	防災		地域防災対策 の実施計画	①地域防災対 策の実施 ②防災思想の 普及啓発	
	危機管理		危機管理対策 の実施計画	危機管理計画 の実施	

2 行政経営部

主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
行政課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	行政区域			<省略>	

>

別表第2（第5条、第6条関係）

1 行政経営部

主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項				
行政課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	行政区域			<省略>	
	統計		基幹統計及び 各種統計調査 の実施計画	①基幹統計及 び各種統計 調査の実施 ②統計資料の 収集	

<省略>			<省略>
工事検査			<省略>
財産管理		<u>①権利処分の承認</u> <u>②契約解除による損害額の認定</u>	<u>①市有地の境界明示</u> <u>②契約締結期の指定</u> <u>③連帯保証人の承認</u> <u>④土地使用許可証の交付</u> <u>⑤分納の承認</u> <u>⑥実地調査</u> <u>⑦買戻特約の解除</u> <u>⑧売買代金の</u>

			<u>③常任統計調査員の委嘱及び解職</u> <u>④統計調査員に係る内申</u> <u>⑤統計思想の啓発普及</u>
<省略>			<省略>
工事検査			<省略>

				損害賠償への の充当					
	物品の調達			①一括購入物 品の払出し ②総括用品の 範囲の決定 及び単価表 の作成					
	車両			①共用車両の 整備管理 ②安全運転管 理 ③共用車両の 使用の調整					
経営課	<省略>	<省略>		<省略>	経営課	<省略>	<省略>		<省略>
	議案			<省略>		議案			<省略>
	統計		基幹統計及び 各種統計調査 の実施計画	①基幹統計及 び各種統計 調査の実施 ②統計資料の 収集 ③常任統計調					

				<u>査員の委嘱及び解職</u> <u>④統計調査員に係る内申</u> <u>⑤統計思想の啓発普及</u>				
人事課	<省略>		<省略>		人事課	<省略>		<省略>
					<u>契約財産課</u>	<u>財産管理</u>		<u>①権利処分の承認</u> <u>②契約解除による損害額の認定</u> <u>①市有地の境界明示</u> <u>②契約締結期の指定</u> <u>③連帯保証人の承認</u> <u>④土地使用許可証の交付</u> <u>⑤分納の承認</u> <u>⑥実地調査</u> <u>⑦買戻特約の解除</u> <u>⑧売買代金の損害賠償への充当</u>

						物品の調達			①一括購入物品の払出し ②総括用品の範囲の決定及び単価表の作成 ①共用車両の整備管理 ②安全運転管理 ③共用車両の使用の調整	
						車両			①共用車両の整備管理 ②安全運転管理 ③共用車両の使用の調整	
情報課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	情報課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	デジタルリサーチ パークセンター			①施設等の使用許可 ②使用料の徴		デジタルリサーチ パークセンター			施設等の使用料の還付及び 減免	

				<u>収、還付及び 減免</u> <u>③開館時間及 び休館日の 変更並びに 臨時の休館</u> <u>④入場の制限</u> <u>⑤施設等の維 持管理</u>							
<u>3</u> 交流活力部					<u>2</u> 交流活力部						
主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
文化課	文化の振興	<省略>	<省略>	<省略>		文化課	文化の振興	<省略>	<省略>	<省略>	
	<u>文化ホール及び文 化交流館</u>			<u>①施設等の使 用許可</u> <u>②使用料の徴 収、還付及び 減免</u> <u>③開館時間及 び休館日の 変更並びに 臨時の休館</u>			<u>尾張東 部(瀬戸) 地域文 化広場</u>	<u>文化ホ ール及 び文化 交流館</u>		<u>①施設等の使 用許可</u> <u>②使用料の徴 収、還付及び 減免</u> <u>③開館時間及 び休館日の 変更並びに 臨時の休館</u>	

			④入場の制限 ⑤施設等の維持管理
新世紀工芸館			①施設等の使用許可 ②使用料の徴収、還付及び減免 ③開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ④入場の制限 ⑤施設等の維持管理
瀬戸染付工芸館			①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ②入場の制限

			④入場の制限 ⑤施設等の維持管理
	瀬戸市 美術館		入館料の減免
新世紀工芸館			使用料の還付、減免等

				③施設等の維持管理							
	歴史民俗資料館			施設等の維持管理		歴史民俗資料館		①郷土資料等の館外利用の許可 ②郷土資料の寄託に要する費用の負担	①入館料の還付、減免等 ②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ③入館の制限 ④施設等の維持管理		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
4 市民生活部					3 市民生活部						
主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
生活安	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		生活課	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
全課	自衛官募集			<省略>			自衛官募集			<省略>	
							交通		交通利便の増進に係る実施計画	①交通利便の増進に係る調整 ②公共交通機	

<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
斎苑			<省略>
防犯		地域安全対策 の実施計画	①地域安全対 策の実施 ②地域安全思 想の普及啓 発
交通安全		①交通安全対 策の実施計 画 ②交通指導員 の委嘱及び 解職	①交通安全対 策の実施 ②交通安全思 想の普及啓 発 ③交通安全の 指導

			関との調整
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
斎苑			<省略>
防災安 全課	防災		地域防災対策 の実施計画 ①地域防災対 策の実施 ②防災思想の 普及啓発
	危機管理		危機管理対策 の実施計画 の実施
	防犯		地域安全対策 ①地域安全対

									の実施計画	策の実施 ②地域安全思想の普及啓発	
									交通安全 ①交通安全対策の実施計画 ②交通指導員の委嘱及び解職	①交通安全対策の実施 ②交通安全思想の普及啓発 ③交通安全の指導	
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
5 健康福祉部						4 健康福祉部					
主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
社会福祉課	<省略> 障害福祉サービス	<省略>	<省略>	<省略>		社会福祉課	<省略> 身体障害者福祉	<省略>	<省略>	<省略>	
				①障害者の実態把握、相談、指導等 ②サービス利用の支給決					売店に係る協議、調査及び措置	①障害者の実態把握、相談、指導等 ②在宅サービス利用の支	

			定及び費用 の支援 ③ <u>地域生活支 援事業利用 の支給・給付</u> 決定及び費 用の支援 ④ <u>自立支援医 療の給付決 定及び費用 の支援</u> ⑤ <u>補装具・日常 生活用具の 給付決定及 び費用の支 援</u>				給決定及び 費用の支援 ③ <u>施設サービ ス利用の支 給決定及び 費用の支援</u> ④ <u>更生医療の 給付決定及 び費用の支 援</u> ⑤ <u>補装具・日常 生活用具の 給付決定及 び費用の支 援</u>
<u>特定相談支援事業</u>			<u>事業所の指定</u>	<u>知的障害者福祉</u>			① <u>障害者の実 態把握、相 談、指導等</u> ② <u>在宅サービ ス利用の支 給決定及び</u>

							<u>費用の支援</u> <u>③施設サービス利用の支給決定及び費用の支援</u> <u>④日常生活用具の給付決定及び費用の支援</u>
<u>身体障害者更生援助</u>		<u>売店に係る協議、調査及び措置</u>				<u>精神障害者福祉</u>	<u>①障害者の実態把握、相談、指導等</u> <u>②在宅サービス利用の支給決定及び費用の支援</u> <u>③施設サービス利用の支給決定及び費用の支援</u> <u>④精神病者の入院に伴う</u>

										市長同意
	精神障害者医療保 護			入院の同意						
	成年後見制度			①家庭裁判所 への申立 ②申立費用・ 報酬の助成						
	<省略>			<省略>		<省略>				<省略>
<省略>			<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>		<省略>

6 都市整備部

5 都市整備部

主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考	主務課 の区分	決裁区分	副市長	主務部長	主務課長	備考
	専決事項						専決事項				
都市計	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		都市計	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
画課	宅地造成	監督処分	①宅地造成行 為許可(行為 面積0.3ヘ クタール以 上) ②宅地造成行 為の工事完 了に関する	①宅地造成行 為許可(行為 面積0.3ヘ クタール未 満) ②宅地造成行 為の工事完 了に関する		画課	宅地造成	監督処分	①宅地造成行 為許可(行為 面積(0.3 ヘクタール 以上) ②宅地造成行 為の工事完 了に関する	①宅地造成行 為許可(行為 面積0.3ヘ クタール未 満) ②宅地造成行 為の工事完 了に関する	

		事項（0.3 ヘクタール 以上）	事項（0.3 ヘクタール 未満） ③宅地造成行 為変更許可			事項（0.3 ヘクタール 以上）	事項（0.3 ヘクタール 未満） ③宅地造成行 為変更許可
区画整理	①仮換地の指 定及び変更 ②区画整理に 伴う権利の 調整及び地 積の決定 ③区画整理に 伴う評価及 び補償金の 決定	①保留地（調整 地）の留保及 び処分 ②建築物等の 移転除却 ③換地の協定 変更④事業 計画審査に 関する関係 機関協議及 び意見聴取	①建築物及び 工作物の移 転の実施 ②移転用仮設 住宅入居 ③建築物その 他工作物の 移転、通知催 告等 ④精算金の分 納許可 ⑤土地所有権 及び借地権 の異動の処 理 ⑥土地区画整 理法（昭和2				

			9年法律第 119号) 第 76条第1 項の規定に よる許可					
市街地整備		再開発に係る 調整	市街地整備に 係る調査及び 協議の実施					
交通		交通利便の増 進に係る実施 計画	①交通利便の 増進に係る 調整 ②公共交通機 関との調整					
	都市整 備課	市街地整備		①再開発に係 る調整 ②市街地整備 に係る用地 取得の実施 計画	①市街地整備 に係る調査 及び協議の 実施 ②取得土地の 登記			
		区画整理		①仮換地の指 定及び変更 ②区画整理に	①保留地(調整 地)の留保及 び処分 ①建築物及び 工作物の移 転の実施			

						<u>伴う権利の調整及び地積の決定</u> <u>③区画整理に伴う評価及び補償金の決定</u>	<u>②建築物等の移転除却</u> <u>③換地の協定変更</u> <u>④事業計画審査に関する関係機関協議及び意見聴取</u>	<u>②移転用仮設住宅入居</u> <u>③建築物その他工作物の移転、通知催告等</u> <u>④精算金の分納許可</u> <u>⑤土地所有権及び借地権の異動の処理</u> <u>⑥土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第76条第1項の規定による許可</u>
						<u>公園緑地の整備促進</u>	<u>公園緑地の用地取得の実施計画</u>	<u>①公園緑地の用地取得に係る調査の</u>

			実施 ②取得土地の 登記
都市公園	公園管理計画	公園管理者以外 の者が行う 公園施設の設 置及び管理の 許可	①有料公園施 設の利用の 許可 ②公園内にお ける行為の 許可 ③公園の利用 の制限及び 禁止 ④公園の占用 許可 ⑤許可に係る 監督処分 ⑥公園内の樹 木の手入れ 及び補植 ⑦公園内の通 行取締り ⑧公園施設の

									維持管理
						児童遊園			児童遊園の維持管理
						都市緑化	都市緑化推進計画	都市緑化推進の実施計画	都市緑化推進の指導及び実施
建設課	<省略>		<省略>	<省略>	道路建設課	<省略>		<省略>	<省略>
維持管理課	<省略>			<省略>	維持管理課	<省略>			<省略>
	土木工事			①土木資材の保管 ②土木災害の応急措置 ③交通安全施設の維持管理		土木工事			①土木資材の保管 ②土木災害の応急措置 ③直営工事の決定 ④交通安全施設の維持管理
	<省略>			<省略>		<省略>			<省略>
	土地改良			<省略>		土地改良			<省略>
	公園緑地の整備促進		公園緑地の用地取得の実施	①公園緑地の用地取得に					

		計画	係る調査の 実施 ②取得土地の 登記
都市公園	公園管理計画	公園管理者以 外の者が行う 公園施設の設 置及び管理の 許可	①有料公園施 設の利用の 許可 ②公園内にお ける行為の 許可 ③公園の利用 の制限及び 禁止 ④公園の占用 許可 ⑤許可に係る 監督処分 ⑥公園内の樹 木の手入れ 及び補植 ⑦公園内の通 行取締り

			⑧公園施設の 維持管理							
	児童遊園		児童遊園の維 持管理							
	都市緑化	都市緑化推進 計画	都市緑化推進 の実施計画 の指導及び実 施							

7 消防本部

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
消防課	<省略>		<省略>	<省略>	
	火災警報		<省略>		
	煙火消費許可		火薬類取締法 (昭和25年 法律第149 号)第25条の 規定による煙 火消費の許可		

別表第3 (第6条関係)

1 共通的事項

公所	公所の長の専決事項
----	-----------

6 消防本部

主務課 の区分	決裁区分 専決事項	副市長	主務部長	主務課長	備考
消防課	<省略>		<省略>	<省略>	
	火災警報		<省略>		

別表第3 (第6条関係)

1 共通的事項

公所	公所の長の専決事項
----	-----------

支所 クリーンセンター 浄化センター管理事務所	別表第1の課長共通欄に掲げる事項 に関する <u>こと</u> 。	<u>ノベルティ・こども創造館</u> 支所 <u>市民サービスセンター</u> クリーンセンター <u>のぞみ学園</u> 浄化センター管理事務所	別表第1の課長共通欄に掲げる事項 に関する <u>こと</u> 。
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
2 個別的事項		2 個別的事項	
公所	公所の長の専決事項	公所	公所の長の専決事項
<u>支所</u>	① <u>戸籍法に基づく証明及び証明書の 交付に関する<u>こと</u>。</u> ② <u>印鑑登録に関する<u>こと</u>。</u> ③ <u>住民基本台帳法に基づく住民票等 の写し及び転出証明書の交付に関 する<u>こと</u>。</u> ④ <u>埋火葬の許可及び斎苑の火葬炉の 使用許可に関する<u>こと</u>。</u> ⑤ <u>市税に係る証明（住宅用家屋証明 を除く。）に関する<u>こと</u>。</u> ⑥ <u>施設等の維持管理に関する<u>こと</u>。</u>	<u>ノベルティ・こども創造館</u>	① <u>開館時間及び休館日の変更並びに 臨時の休館</u> ② <u>利用の制限</u> ③ <u>施設等の維持管理に関する<u>こと</u>。</u>
クリーンセンター	<省略>	クリーンセンター	<省略>
浄化センター管理事務所	施設等の維持管理に関する <u>こと</u> 。	支所	① <u>戸籍法に基づく証明及び証明書の</u>

			<p><u>交付に関すること。</u></p> <p><u>②印鑑登録に関すること。</u></p> <p><u>③住民基本台帳法に基づく住民票等の写し及び転出証明書の交付に関すること。</u></p> <p><u>④埋火葬の許可及び斎苑の火葬炉の使用許可に関すること。</u></p> <p><u>⑤市税に係る証明（住宅用家屋証明を除く。）に関すること。</u></p> <p><u>⑥施設等の維持管理に関すること。</u></p>
<u>瀬戸市美術館</u>	<p><u>①入館料の徴収、還付及び減免</u></p> <p><u>②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u></p> <p><u>③入館の制限</u></p> <p><u>④施設等の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>⑤美術品等の館外利用の許可</u></p> <p><u>⑥美術品等の寄託に要する費用の負担</u></p>	<u>市民サービスセンター</u>	<p><u>①戸籍法に基づく証明及び証明書の交付に関すること。</u></p> <p><u>②印鑑登録証明書の交付に関すること。</u></p> <p><u>③住民基本台帳法に基づく住民票等の写しの交付に関すること。</u></p> <p><u>④市税に係る証明（住宅用家屋証明を除く。）に関すること。</u></p> <p><u>⑤施設等の維持管理に関すること。</u></p>
<u>瀬戸蔵ミュージアム</u>	<p><u>①入場料の徴収、還付及び減免</u></p> <p><u>②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u></p>	<u>のぞみ学園</u>	<p><u>①使用料の徴収、還付及び減免</u></p> <p><u>②休園日の変更及び臨時の休園</u></p> <p><u>③施設等の維持管理に関すること。</u></p>

	<u>③入館の制限</u> <u>④施設等の維持管理に関すること。</u> <u>⑤郷土資料等の館外利用の許可</u> <u>⑥郷土資料等の寄託に要する費用の負担</u>		
<u>ノベルティ・こども創造館</u>	<u>①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u> <u>②入館の制限</u> <u>③施設等の維持管理に関すること。</u>	<u>浄化センター管理事務所</u>	<u>施設等の維持管理に関すること。</u>
<u>斎苑</u>	<u>①施設等の使用許可及び使用料等の徴収</u> <u>②開場時間及び休場日の変更</u> <u>③施設等の維持管理に関すること。</u>	<u>瀬戸市デジタルリサーチパークセンター</u>	<u>①施設等の使用許可及び使用料の徴収</u> <u>②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u> <u>③入館の制限</u> <u>④施設等の維持管理に関すること。</u>
<u>資源リサイクルセンター</u>	<u>①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館日</u> <u>②利用の制限</u>	<u>瀬戸市美術館</u>	<u>①入館料の徴収</u> <u>②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u> <u>③入館の制限</u> <u>④施設等の維持管理に関すること。</u>
<u>市民サービスセンター</u>	<u>①戸籍法に基づく証明及び証明書の交付に関すること。</u>	<u>新世紀工芸館</u>	<u>①施設等の使用許可及び使用料の徴収</u>

	<p><u>②印鑑登録証明書の交付に関すること。</u></p> <p><u>③住民基本台帳法に基づく住民票等の写しの交付に関すること。</u></p> <p><u>④市税に係る証明（住宅用家屋証明を除く。）に関すること。</u></p> <p><u>⑤施設等の維持管理に関すること。</u></p>		<p><u>②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u></p> <p><u>③入館の制限</u></p> <p><u>④施設等の維持管理に関すること。</u></p>
保育所	休園日の変更	マルチメディア伝承工芸館	<p><u>①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u></p> <p><u>②入館の制限</u></p> <p><u>③施設等の維持管理に関すること。</u></p>
交通児童遊園	<p><u>①開園時間及び休園日の変更並びに臨時の休館</u></p> <p><u>②利用の制限</u></p> <p><u>③施設等の維持管理に関すること。</u></p> <p><u>④利用の承認</u></p>	瀬戸蔵ミュージアム	<p><u>①入場料の徴収</u></p> <p><u>②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館</u></p> <p><u>③入館の制限</u></p> <p><u>④施設等の維持管理に関すること</u></p>
せとっ子ファミリー交流館	<p><u>①施設等の利用の許可</u></p> <p><u>②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館日</u></p> <p><u>③利用の制限</u></p> <p><u>④施設等の維持管理に関すること。</u></p>	斎苑	<p><u>①施設等の使用許可及び使用料等の徴収</u></p> <p><u>②開場時間及び休場日の変更</u></p> <p><u>③施設等の維持管理に関すること。</u></p>
家庭児童相談室	開室時間及び休室日の変更並びに臨	資源リサイクルセンター	<p><u>①開館時間及び休館日の変更並びに</u></p>

	<u>時の休室</u>		<u>臨時の休館日</u>
<u>発達支援室</u>	<u>開室時間及び休室日の変更並びに臨時の休室</u>	<u>保育所</u>	<u>②利用の制限</u> <u>休園日の変更</u>
<u>のぞみ学園</u>	<u>①使用料の徴収、還付及び減免</u> <u>②休園日の変更及び臨時の休園</u> <u>③施設等の維持管理に関すること。</u>	<u>交通児童遊園</u>	<u>①開園時間及び休園日の変更並びに臨時の休館</u> <u>②利用の制限</u> <u>③施設等の維持管理に関すること。</u> <u>④利用の承認</u>
		<u>せとっ子ファミリー交流館</u>	<u>①施設等の利用の許可</u> <u>②開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館日</u> <u>③利用の制限</u> <u>④施設等の維持管理に関すること。</u>
		<u>家庭児童相談室</u>	<u>開室時間及び休室日の変更並びに臨時の休室</u>
		<u>発達支援室</u>	<u>開室時間及び休室日の変更並びに臨時の休室</u>
		備考 <省略>	備考 <省略>

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。